

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（食品中の農薬等（セトキシジム等6品目）の残留基準設定）について（概要）

令和元年 12 月 16 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）において基準又は規格が定められた食品又は添加物については、同条第2項の規定により、その基準又は規格に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。

規格基準告示においては、食品中に含有される農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の成分である物質について、食品ごとにその許容される量の限度（以下「残留基準」という。）が定められている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（令和元年9月3日）の意見を踏まえ、食品に残留する農薬等の成分であるセトキシジム等の残留基準について規格基準告示の改正を行う。

2. 改正の内容

以下の農薬等の成分である物質の残留基準を設定する（基準値案は別紙参照）。

- | | |
|------------|--------------------|
| (1)セトキシジム | (2)ダイアジノン |
| (3)ピフェントリン | (4)ブプロフェジン |
| (5)フロニカミド | (6)フロルピラウキシフェンベンジル |

3. 根拠法令

法第11条第1項

4. 適用期日等

告示日：令和2年4月（予定）

適用期日：告示の日（予定）

ただし、一部の新たに設定した品目及び基準値を引き下げる品目については、告示の日から起算して6月を経過した日から適用する。